

<誓約書>

豊島区長

保育所入所申込書類のとおり、豊島区に転入（帰国）予定です。豊島区認可保育施設の入所を希望するにあたり、下記について誓約し、本誓約書を提出します。

- 入所が内定した場合、入所希望月前月の保育課最終営業日(※1)までに、下記の【必要な手続き】①～③を済ませることを誓約します。①～③のいずれかが入所希望月前月の保育課最終営業日(※1)までに済んでいない場合、保育所入所承諾(内定)を取消されることに異議はありません。また入所が保留になった場合の保留通知書は下記の【必要な手続き】①、②の完了後にのみ豊島区から発行されることを承諾しました。

【必要な手続き】

- ①保護者と子の豊島区への住民（外国人）登録の異動手続き
 - ②豊島区保育課窓口での手続き
 - ③内定園での面接・健康診断
- 「入園月前月までに豊島区へ転入することが確認できる書類」(※2)に不備があるもしくは、申込み締切日までに提出が間に合わない場合、選考上では「転入予定なし」として取り扱われ、申込み制限の対象になることに異議はありません。

年 月 日

保護者署名

申し込み児童名

現住所

転入後住所（予定）

転入予定日



どちらかにチェックを入れてください

入所が保留になった場合の転入予定日について	
<input type="checkbox"/>	入園できなかった場合、申請書の有効期間内(最大6か月)は <u>入園できるまで転入日を1か月ごとに延長</u> します。内定した場合、上記【必要な手続き】①～③を入園月の前月の保育課最終営業日(※1)までに行うことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	入園できなかった場合でも <u>予定どおり転入</u> し、上記【必要な手続き】①、②を入所希望月前月の保育課最終営業日(※1)までに行います。手続きをしなかった場合、入園申込みは無効となることに異議はありません。

<重要>

(※1)保育課の受付時間は平日8時30分から17時です。

(※2)「入園月前月までに豊島区へ転入することが確認できる書類」を必ず添付してください。

契約を取り交わし済みの建物の「売買契約書・工事請負契約書」または「賃貸借契約書」で、契約者双方（売主・買主、貸主・借主）の署名・押印、転入先の豊島区の住所、入居予定日・引き渡し日が入園希望月前月中であることが確認できるページの写しが必要です。豊島区在住の親族宅に同居予定の場合は、住宅の持ち主が記載した「同居同意書」の提出が必要です。これらの書類に不備があるもしくは、申込み締切日までに提出が間に合わない場合、「転入予定なし」の取り扱いとします。